

**2022年度 法科大学院**  
**一般入試（第3期入試）**  
**特別入試（法曹コース開放型入試）**  
**入学試験問題**  
**1時限**  
**憲法**  
**（論文式）**  
**試験時間 50分**

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

令和2年法律第40号による改正以前の児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令（令和2年政令第318号による改正前のもの）の併給調整規定によると、同法第4条が定める支給要件を満たしている児童を監護する、ひとり親世帯の（日本国内に住所を有する）母（注※）が、国民年金法に基づく障害基礎年金を受給しており、障害基礎年金の額（本体部分及び子加算部分の合計額）が児童扶養手当の額を上回る場合には、児童扶養手当を受給できなかった（以下「本件併給調整制度」という。）。

こうした併給調整の趣旨については、「一般に、社会保障法制上、同一人に同一の性格を有する二以上の公的年金が支給されることとなるべき、いわゆる複数事故において、そのそれぞれの事故それ自体としては支給原因である稼得能力の喪失又は低下をもたらすものであつても、事故が二以上重なったからといって稼得能力の喪失又は低下の程度が必ずしも事故の数に比例して増加するといえないことは明らか」とし、「このような場合について、社会保障給付の全般的公平を図るため公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは、…立法府の裁量の範囲に属する事柄と見るべき」とする最高裁判所の判例（最高裁判所昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁）もあるところである。しかし、下級審判決においては、たとえば身体障害者の中でも特に視覚障害者の生活は、一般に極めて苦しいものであり、また母子家庭の生活実態も、一般の家庭に比べると、著しく困窮しているとの指摘もなされていた。

※児童扶養手当は、児童扶養手当法第4条が定める支給要件を満たす父等にも支給されるが、本問では、本文に記した母を想定して解答すること。

### 設問

本件併給調整制度の合憲性につき、問題となる憲法の規定を摘示し、判例の見解を解説したうえで、あなた自身の見解を述べなさい。